

議員提出議案第五号

文京区立学校等学用品費無償化条例

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区議会議員

千田 恵美子

金子 てるよし

板倉 美千代



文京区議会議長 殿

文京区立学校等学用品費無償化条例

(目的)

第一条 この条例は、区立の小学校及び中学校並びに特別支援学校（以下「区立学校等」という。）に在籍する区内の児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）に対し、在籍する区立学校等における教育活動に要する補助教材等（以下「補助教材等」という。）を給付することにより、保護者の負担を軽減するとともに、教育の充実に資することを目的とする。

(対象者)

第二条 補助教材等の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、児童生徒とする。ただし、直前の在籍校の休暇を理由とした一時的な編入その他の事情により、区立学校等における在籍が短期間に限られることがあらかじめ明らかである児童生徒を除く。

(対象教材)

第三条 給付対象者に給付する補助教材等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 区立学校等が選定した補助教材等又は区立学校等の学校長が教育委員会に届出をし、継続して使用する補助教材等

二 前号に掲げるもののほか、教育委員会が同号に準ずる教材と認めるもの

(給付方法)

第四条 補助教材等の給付は、区長が学校長に対し補助教材等の購入のために必要な費用を交付し、当該費用の交付を受けた学校長が児童生徒に補助教材等を給付することにより行うものとする。

(交付する費用の額)

第五条 前条の規定により区長が交付する費用の額は、児童生徒が事業年度の一年間に使用する補助教材等の購入に必要な額とし、当該額は規則に定める額を上限とする。

(委任)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用される補助教材等について適用する。

(説 明)

保護者の負担を軽減するとともに、教育の充実に資する必要があるため、本案を提出いたします。